

## 適正受診をしていますか？

### 整骨院・接骨院の正しいかかり方

柔道整復師(整骨院・接骨院)・鍼灸師の施術を受けるときは保険証が**使える場合**と**使えない場合**があります。

保険証が使える場合	保険証が使えない場合(全額自己負担)
外傷性が明らかな負傷と診断されて施術を受けたとき ・打撲 ・ねんざ ・挫傷(肉離れなど) ・骨折・脱臼の応急手当(応急手当以外は医師の同意が必要) など	・単なる肩こりや筋肉疲労 ・脳疾患後遺症などの慢性病 ・症状の改善が見られない長期の施術 ・病気(内科的原因による疾患)によるこりや痛み ・スポーツなどによる肉体疲労改善のための施術 ・労災保険が適用となる仕事や通勤途上で起きた負傷 など

※「療養費支給申請書」は内容を確認して自分で署名しましょう。

※領収書・明細書は必ずもらって保管しましょう。

※長期にわたる場合は医師の診察を受けましょう。

#### 医療費適正化にご協力ください

医療費はみなさまの保険税や自己負担でまかなわれていますが、一部で不適切なケースがみられます。医療費が正しく使われないと、みなさまの家計や保険財政を圧迫することになります。

保険証を使って柔道整復師の施術を受けたときは、後日、施術内容などを文書により確認させていただく場合がありますのでご協力ください。

お問い合わせ：健康保険課 ☎966-1217

## 地域の環境を良くするために下水道につなごう！

### 南恩納区、恩納区(一部を除く)は令和5年3月で30万円補助が終了

- 南恩納区、恩納区(一部を除く)は、接続推進期限切れのため、令和5年3月で30万円補助は終了し、令和5年4月からは上限15万円の補助となります。

※年度内(3月末まで)の宅内配管工事完了が対象ではありますが、件数が多い場合は年度内に工事が完了できない可能性もある為、早めの見積依頼をお願いします。

- 下水道に接続するには宅内配管工事が必要となります。

各家庭や事業所等が宅内から下水管に生活排水を流すために、村が管理する公共マスまでの間の排水設備工事が必要となります。

- 工事にかかる費用は村からの補助金(上限30万円)が活用できます。

- ・既設の浄化槽の汚泥の汲み取りや撤去及び処分等については、個人負担となります。
- ・喜瀬武原地区、山田地区(山田、真栄田、塩屋、宇加地)は接続推進期限切れのため上限15万円の補助となります。

※指定業者など詳しくは、上下水道課へお問い合わせください。

お問い合わせ：上下水道課 下水道係 ☎966-1190